

地方独立行政法人北九州市立病院機構における研究費の不正防止対策に関する基本方針

【第1版】

令和3年4月1日

最高管理責任者

地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人北九州市立病院機構研究費取扱規程第5条第2項に基づき、研究費の不正防止対策に関する基本方針を以下のとおり定める。

1 法人内の責任体系の明確化

研究費の運営・管理を適正に行うため、不正防止対策の責任体系を明確にし、法人内外に周知・公表する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

研究費の運営・管理に関するルールを明確にし、必要に応じて見直しを行う。

(2) 職務権限の明確化

研究費の事務処理に関する権限と責任を明確にする。

(3) 研究者及び事務職員等の意識向上

研究者等が取るべき行動規範を定めるとともに、コンプライアンス教育を通じ、不正防止対策に関する意識向上を図る。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

不正に係る調査の体制・手続等を明確に定める。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、不正防止に対する関係者の自主的な取組を喚起する。

4 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な予算執行を行う。

5 情報発信・共有化の推進

不正防止の取組に関する方針等を公表し、相談を受け付ける窓口を通じて、法人内外の関係者と情報を共有する。

6 モニタリングの在り方

不正の発生を防止するため、実効性のあるモニタリング体制を整備し、組織的な牽制機能の充実を図る

【制定／改定履歴】

版数	日付	内容
第1版	令和3年4月1日	策定
第〇版	令和〇年〇月〇日	改訂